

過去の審査申出案件の概要

横浜市「勝馬投票券発売税」に対する総務大臣の不同意に係る審査・勧告

1. 事案の概要

横浜市は、平成12年12月14日に、法定外普通税として勝馬投票券発売税を新設することを内容とする横浜市市税条例の一部を改正する条例案を可決した。

勝馬投票券発売税は、横浜市内の勝馬投票券発売所における勝馬投票券の発売に対し、当該勝馬投票券の発売を行う者に課されるもので、同市内の勝馬投票券の発売額から払戻金等に市内の発売割合を乗じて得た額を控除した額を課税標準とし、税率は100分の5である。

横浜市は、平成12年12月21日に、総務大臣に対し、地方税法第669条の規定に基づき勝馬投票券発売税の新設に係る協議の申出を行い、総務大臣は、平成13年3月30日に、同法第671条の規定に基づき不同意とした。横浜市長はこれを不服として、同年4月25日、委員会に対し、総務大臣は同法第671条の規定に基づき同意をすべきである旨の勧告を求める審査の申出を行った。

2. 勧告の内容

総務大臣は、横浜市の勝馬投票券発売税新設に係る協議の申出につき、2週間以内に横浜市との協議を再開すること。

3. 国地方係争処理委員会の判断の要点

横浜市からの協議の申出に対する総務大臣の不同意は、勝馬投票券発売税が日本中央競馬会法上の基本的仕組み自体に重要な負の影響を及ぼし、日本中央競馬会による国の財政資金の確保という施策に重要な負の影響を及ぼすものであるかどうかについて、自治法及び地方税法で定める協議を尽くさずになされた点に瑕疵があるものと認められる。

(参照条文) 地方税法 (昭和25年法律第226号)

(総務大臣の同意)

第六百七十一条 総務大臣は、第六百六十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

新潟県からの審査申出に係る国地方係争処理委員会の判断

1. 事案の概要

国土交通大臣は、平成21年10月9日に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する北陸新幹線長野・上越（仮称）間、上越（仮称）・富山間、富山・金沢間工事实施計画の認可を行った。

この認可について、新潟県知事は、平成21年11月6日に、委員会に対し、全国新幹線鉄道整備法上、国土交通大臣は、機構への工事实施計画の認可に際し、新幹線鉄道の建設費用を負担すべき都道府県にあらかじめ意見を聴かなければならないとされているが、本件認可は、意見聴取手続に重大かつ明白な瑕疵がある無効な行政処分であり新潟県に不利益が及ぶことから、適切な措置を講ずべきである旨の勧告を求める審査の申出を行った。

2. 判断の内容

本件審査の申出は、法律で定められた委員会の審査対象に該当しないため、却下する。

3. 国地方係争処理委員会の判断の要点

地方自治法第250条の13第1項に基づく国地方係争処理委員会の審査の対象は、法第245条が規定する「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」に該当するものとされているところ、本件審査の申出の対象とされている国土交通大臣による新潟県への意見聴取や、国土交通大臣による機構に対する認可等はこれに該当しない。

（参照条文）全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）

（工事实施計画）

第九条 建設主体は、前条の規定による指示により建設線の建設を行おうとするときは、整備計画に基づいて、路線名、工事の区間、工事方法その他国土交通省令で定める事項を記載した建設線の工事实施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3（略）

4 国土交通大臣は、建設主体が機構である場合において第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、第十三条第一項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かなければならない。

5（略）